# BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう!





このシリーズもあっという間に2年目に突入。さて、前回の宿題は改善命令でしたね。

宿題Q,次のうち、法第19条の3の改善命令の対象とならないものはどれか

- (1) 排出事業者の工場の敷地内に収集運搬業者に引き渡すために保管してある産業廃棄物が飛 散流出したとき
- (2) 産業廃棄物収集運搬業者の積替保管施設の囲いがこわれたとき
- (3) 産業廃棄物処分業者の破砕施設からがれき類が飛散流出したとき
- (4) 専ら再生利用業者の積替保管場所から汚水が発生したとき
- (5) 解体業者が自社の産業廃棄物運搬車両に「産業廃棄物収集運搬車」の表示をしていないとき

### 【解説】

法第19条の3の改善命令は、事業者、産業廃棄物収集運搬業者や処分業者などの保管基準や処理基準が適用される者に対して、処理基準に適合しない処理が行われた場合に、期限を定めて廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずるものである。この命令は形式的な保管基準や処理基準違反に対しての命令であるので、命令の対象となるのはこれら基準が適用されるものである。保管基準の適用は法第12条第2項の事業者の工場内での保管、処理基準の適用については法第12条第1項や法第14条第12項などに規定されている。ここで、法第14条第1項や第6項のただし書きにある「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみ」(古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維。昭和46年10月16日環整第43号厚生省通知)を扱う者は許可不要とされ、法第14条第12項の対象とならないので、専ら再生利用業者には処理基準が適用されず改善命令対象にはならない。ただし、命令対象が事業者や処理業者に限定されない措置命令や不法投棄罪の対象にはなる。

## 正解 (4)

改善命令というのは基準が適用なる人物に対して、「基準を守りなさい」と命じるのが、改善命令。だから基準が適用にならない人物には改善命令はかけることができない。

どうですか?皆さんは納得いきましたか。ん?納得がいかない?そうですよね。この機関誌のほとんどの読者は許可業者、または排出事業者だと思います。そういう、人達は改善命令の対象になるのに、専ら再生処理業者は改善命令の対象にはならない。なんか不公平な感じがしますよね。なぜそんな状態になっているのか?と推察するに、おそらく「専ら再生処理業者」はこれまで、そう大きな問題を起こして来なかったからだと思います。ちなみに、「専ら再生処理業者」と似ていますが、家電製品などの「無許可不用品回収業者」が社会問題になりました。有価物しか扱っていない場合は、廃棄物処理法の対象にならず、しかしながら保管状態が悪く火災などが頻発する事態が起きました。そこで平成29年の法改正により、有害使用済機器という制度が創設されました。それでは、その有害使用済機器から問題を出してみましょう。

- Q, 有害使用済機器に関する記述として、正しいものはどれか
- (1)「有害使用済機器」とは「使用を終了し、収集された機器(廃棄物を除く。)のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場

#### ~廃棄物処理問題~

合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの」とされているが、具体 的には家電リサイクル法で規定されている4品目と小型家電リサイクル法で規定されてい る28品目である

- (2)「有害使用済機器」には、その製品の附属品である AC アダプターやリモコンは含まれない
- (3) 有害使用済機器として、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の対象となる機器が 規定されているが、家庭用機器に限定され、業務用機器はすべて除外されている
- (4) 市民から排出された有害使用済機器について、当該機器の保管を業として行おうとする者 は、市町村長に届け出なければならない
- (5) 有害使用済機器の保管又は処分を業として行う者は、事業を開始した後 10 日以内に、当該 区域を管轄する都道府県知事等に届け出なければならない

#### 【解説】

- (1) 法第17条の2では「有害使用済機器」は、「使用を終了し、収集された機器(廃棄物を除く。)のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの」と規定されている。これを受けて、政令第16条の2で「有害使用済機器」として32品目を規定しているが、具体的には、
  - ①家電リサイクル法で規定されている4品目
  - ②小型家電リサイクル法で規定されている 28 品目

である。したがって、(1)が正しい。

- (2) 政令第 16 条の 2 では,有害使用済機器は「法第 17 条の 2 第 1 項の政令で定める機器は、次に掲げる機器(一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。)であつて、使用を終了し、収集されたもの(廃棄物を除く。)とする。」と規定されており、「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン(第 1 版)」(平成 30 年 3 月)では、附属品として 30 化 30 化
- (3) 有害使用済機器は、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の対象となる機器など32 品目が政令第16条の2に規定されているが、「一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するもの」とされており、業務用であっても一般消費者が通常生活の用に供する機器と同様の構造を有するものは有害使用済機器となる(現場での判断が容易でない機器は業務用も対象)。
- (4) 廃棄物が一般国民から排出された場合は、事業活動を伴わずに排出されたと解釈され一般 廃棄物となり、処理業の許可等その所管は市町村となるが、有害使用済機器に関しては、法第17 条の2第1項の規定により、有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者(「有害 使用済機器保管等業者」という)が届け出なければならないのは都道府県知事等となる。
- (5) 有害使用済機器の保管等の届出は、有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業を開始する日の10日前までに行うものと規定されており、「開始した後10日以内」ではない。

### 正解 (1)

ちょっとマニアックになりすぎてきましたか。それに文章が長いですね。じゃ、宿題はちょっと方向性を変えて、しかも文章の短いもので。



#### 宿題Q

次のうち、土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、もしくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を通報するように努めなければならないとされている相手は誰か。

- (1) その廃棄物が産業廃棄物である場合は都道府県知事
- (2) 産業廃棄物と一般廃棄物が混在している場合は環境大臣
- (3) その廃棄物が一般廃棄物である場合は市町村長
- (4) 都道府県知事と市町村長ともに通報しなければならない
- (5) 都道府県知事又は市町村長どちらでもよい
- ※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。